

償却資産税の軽減措置の改正

1. 概要

事業者が取得した償却資産について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに取得した場合で、経営力向上計画の承認を受けるなど所定の要件を満たす場合には、償却資産税が 2 分の 1 に軽減されることとなっています。

当該制度について、平成 30 年度税制改正大綱によると、新たな制度の導入に伴い、上記適用期限で廃止となる見込みです。

2. 新たな制度の内容

(1) 基本的な要件

対象となる設備等については、基本的には従来と同様となります。

経営力向上計画の認定や地域・業種の制限がなくなりますが、生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）が制定されることを前提として、次のような要件が追加されます。

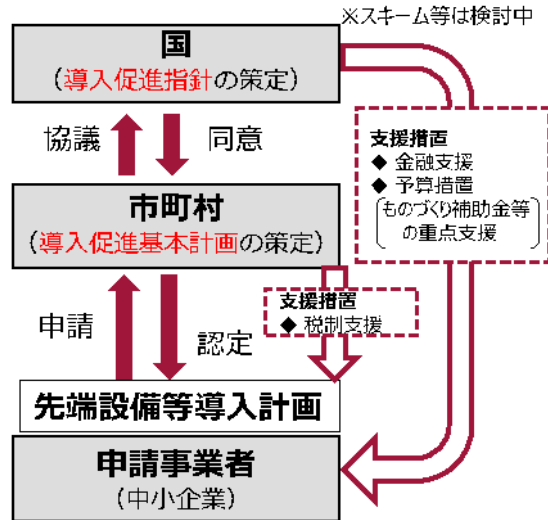
- ・市町村が当該法律に基づいて作成する計画に適合
- ・市町村の計画に沿って、労働生産性を 3% 以上向上させる計画を作成する。
- ・当該計画について市町村の認定を受ける。
- ・当該計画に記載のある機械等である。
- ・同法の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得
- ・生産、販売活動等に直接供される

(2) 償却資産税の軽減

最初の 3 年間について、市町村の条例で定めた割合となります。

具体的な割合は未定となりますが、本来の税額の 2 分の 1 以下と決められています。

想定スキーム



経済産業省HPより

【上記以外の各種要件】

対象事業者	次の要件を全て満たす法人 ・ 資本金の額等が 1 億円以下。 ・ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下 ・ 発行済み株式の総数の 2 分の 1 以上が同一の大法人により所有される法人でない。
対象資産	次のいずれも満たすもの ・ 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの ・ 次の資産区分に応じた販売開始時期を満たすもの 機械・装置 10 年以内 測定工具及び検査工具 5 年以内 器具・備品 6 年以内 建物付属設備 14 年以内
取得価額	1 台又は 1 基につき、次の資産区分に応じた金額以上のもの 機械・装置 160 万円 測定工具及び検査工具 30 万円 器具・備品 30 万円 建物付属設備 60 万円

3. 当面の対応

生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の成立のほか、市町村が作成する計画の詳細が見えてこないと当該改正に伴う手続の準備は難しいと思います。

償却資産税の税率が1.4%と必ずしも高くなく、また、法人税の方でも特例の効果があるのであれば、基本的には本制度の改正にかかわらず、従来の制度の中で効果が最大になるように取り組んでいくべきです。

従来の制度については、平成31年3月31日までが適用期間なので、およそあと一年となります。ただし、平成30年度税制改正において関係既定の削除は平成31年4月1日からとなっているので、資産の取得だけでなく計画の認定まで平成31年3月31日までに終わらせるつもりで準備するのが望ましいです。

そういった制度の改正との兼ね合いにも注視していく必要がありますが、現実的にタイムリーに制度を把握している会計事務所は意外と少ないように思えます。

気になる方は、ぜひ一度お問い合わせください。